

「相続」補足資料

<1> 相続人及び法定相続分

(1) 配偶者

- ① 配偶者は常に相続人になる
- ② 内縁の妻（夫）は相続人ではない

(2) 子

- ① 離婚すれば元配偶者は相続人ではないが子は相続人になる
- ② 実子、養子、チャクシュツシ嫡出子、非嫡出子など問わず法定相続分は等しい（テキストP142メモ）

(3) 相続人の順位

- 配偶者は常に相続人になる
- 第一順位 子
- 第二順位 直系尊属（父母、祖父母）
- 第三順位 兄弟姉妹



|                          |      |
|--------------------------|------|
| 配偶者がいなくて以下の相続人がいる場合      | 相続人  |
| 子、直系尊属（父母、祖父母）、兄弟姉妹がいる場合 | 子    |
| 直系尊属（父母、祖父母）、兄弟姉妹がいる場合   | 直系尊属 |
| 兄弟姉妹のみの場合                | 兄弟姉妹 |

<2> 「相続資格の喪失」と「代襲相」

| 項目    | ポイント   | 代襲相続 | テキスト<br>※2                |
|-------|--|------|---------------------------|
| 相続欠格  | 被相続人を詐欺、強迫により遺言させたり、遺言書を偽造させたりすると相続権を失う                | あり   | P141<br>2(2)              |
| 廃除    | 被相続人を虐待等著しい非行があった場合は、被相続人は家庭裁判所に廃除を請求できる<br>遺言による廃除も可能 | あり   | ①～③<br>及び<br>P143<br>3(1) |
| 相続の放棄 | 相続の放棄したものは、初めから相続人にならなかったものとみなす                        | 無し   |                           |

<3> 「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」

|     | 配偶者短期居住権 | 配偶者居住権  | テキスト |
|-----|----------|---|------|
| 期間  | 最長6ヵ月    | 原則：終身（死亡によって終了）<br>例外：遺産の分割協議、遺言等で<br>家庭裁判所で別段の定め | P149 |
| 登記等 | 不要       | 必要  |      |

<4> 遺留分侵害請求権の期間制限（テキストP151(5)）

相続の開始及び遺留分の侵害を知った時から1年、相続開始から10年経過で時効により消滅する